

別紙 4

平成 20 年法改正対応の実施権登録制度に関する Q & A

Q 1. 仮専用実施権の登録申請の手続は、様式第 10（特登令施規 10 条 5 項）の専用実施権の登録申請書に「仮」をつけて登録申請書を作成すればよいですか？

A 1. 仮専用実施権の登録申請書の様式は、特許登録令施行規則第 10 条第 6 項の「様式第 10 の 2」([仮専用実施権設定登録申請書 \[PDF 67KB\] \[Word 34KB\]](#))に規定されていますが、様式第 10 との相違点は、「仮」をつける点と特許番号が特許出願の番号に変わる点です。

Q 2. 仮専用実施権設定登録申請に添付する登録の原因を証する書面にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか？

A 2. [仮専用実施権設定登録申請書 \[PDF 67KB\] \[Word 34KB\]](#)に含まれる「仮専用実施権設定契約証書」を参考にしてください。

Q 3. 仮専用実施権を設定登録した出願を分割した場合、新たな出願についても仮専用実施権を設定するために申請書を提出しなければならないのですか？また、登録免許税はどうなりますか？

A 3. 特許登録令第 16 条第 6 号の規定により、新たな出願については、職権で仮専用実施権が登録されますので申請書の提出は不要です。なお、登録免許税については、登録免許税法第 24 条(免許等の場合の納付の特例)の規定により、同時納付の例外として職権登録後、登録免許税の納付請求がされますので、最寄りの税務署又は金融機関（日本銀行本店、支店、代理店、郵便局）に納付し、その控えを特許庁に送付してください。

Q 4. 仮専用実施権登録がされている出願を分割した場合、新たな特許出願については、仮専用実施権を設定したくない場合はどのようにしたらよいのでしょうか？

A 4. 様式第 10 の 2（特登令施規 10 条 6 項）備考 4 に記載されていますが、原出願に仮実施権登録の申請をする際、「特許法第 34 条の 2 第 5 項ただし書に規定する別段の定め」等の欄を設け、「有」と記載してください。

Q 5. 仮専用実施権の設定登録申請のときに、「特許法第 34 条の 2 第 5 項ただし書に規定する別段の定め」等に係る「有」を記載しませんでした。分割出願するときに、新たな特許出願について、仮実施権を設定登録したくない場合はどのようにしたらよいのでしょうか？

A 5. 分割出願の前に、仮専用実施権変更登録申請をしてください。なお、「登録の目的」は、例えば、『「特許法第34条の2第5項ただし書に規定する別段の定め」「有」と変更』等と記載してください。

Q 6. 特許仮実施権原簿の作成後、特許を受ける権利を有する者である仮専用実施権許諾者（出願人）に対して出願人名義変更届の提出があった場合、何か手続が必要ですか。

A 6. 仮特許仮実施権原簿の作成後、出願人の名義変更届が提出された場合、仮実施権原簿の甲区（特許を受ける権利を有する者について記載）については、特許登録令第16条第7号の規定により、職権で当該変更について登録されますので手続は不要です。

Q 7. 特許仮実施権原簿の作成後、仮専用実施権許諾者（出願人）が住所を変更しました。「識別番号による申請人の住所変更届」を提出すれば、出願人の住所は自動的に変更された事項が原簿に反映されますか？

A 7. 本件は、職権登録事項ではありません。したがって、特許仮実施権原簿の特許を受ける権利を有する者である仮専用実施権許諾者の住所は、「仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請」の手続をしなければなりません（特登令45条、特登令施規10条4項、様式第9）。名称変更の場合も同様です。

Q 8. 出願が設定登録された場合、職権で特許登録原簿に登録されると聞きましたが、Q 7 & A 7にあるような特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請の手続をしなかったときは、特許登録原簿にはどのように登録されますか？

A 8. 特許登録原簿に登録する際、特許権者については、申請人識別番号上の最新の住所（居所）及び氏名（名称）の情報により登録されます。

Q 9. 仮専用実施権の範囲の「内容：請求項1、請求項2」で特許仮実施権原簿作成後、特許請求の範囲の請求項を補正し、請求項が減縮したが、設定すべき仮専用実施権の範囲の「内容」について、特許登録原簿に減縮した内容で職権による変更登録がされますか？

A 9. 変更登録はされません。特許法第34条の2第1項の規定により「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲、又は図面に記載した事項の範囲内において、」仮専用実施権を設定することになるため、特許登録原簿の実施権の範囲は、減縮前の「内容：請求項1、請求項2」で職権登録されます。

Q 10. 今までは、専用実施権設定契約証書において「対価等」の記載がある場合は、登録申請書に記載する必要がありましたが、今後はどうなりますか？

A 1 0. 今回の改正において「対価の額」等は、登録事項ではなくなりましたので、専用実施権設定契約証書において、「対価等」の記載があっても登録申請書に記載することはできません。これは、特許、実用新案、意匠、商標の全てに適用されます。

Q 1 1. 仮専用実施権を目的とする質権の設定登録申請はできますか？

A 1 1. 特許法第 3 4 条の 2 第 8 項の規定により、仮実施権に質権を設定することはできませんので登録申請はできません。

Q 1 2. 仮専用実施権と専用実施権の併合申請は認められますか？

A 1 2. 特許登録令第 2 9 条の規定により、登録の目的が相違するため認められません。

Q 1 3. 仮専用実施権の登録申請を行う場合、単独申請は認められますか？また、単独申請承諾書の変更点がありますか？

A 1 3. 専用実施権の登録申請と同様に、単独申請承諾書を添付すれば、仮専用実施権者である登録権利者だけで登録申請をすることができます。また、その場合には、単独申請承諾書の特許番号を特許出願番号で記載してください。

Q 1 4. 専用実施権の登録申請手続は、従来の包括委任状の委任事項の文例のどこに該当しますか？または、追加しなければならないのですか？

A 1 4. 業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 6 条、様式第 6 に規定されている包括委任状（文例）の「1. すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらに関する権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ」の「これらに関する権利に関する手続」が「仮専用実施権の登録申請手続」に該当します。したがって、従来の文例に追加する必要はありません。

Q 1 5. 特許料の納付書を提出する際に注意すべきことはありますか？

A 1 5. 特許査定後に仮専用実施権の登録申請を行っている場合は、特許料の納付書の【その他】欄に「何年何月何日仮専用実施権設定登録申請書を提出済み」と記載してください。